

# 平成26年度紀の川市地域内フィーダー系統確保維持計画

紀の川市地域公共交通会議

会長 紀の川市副市長 田村 武

## 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

平成17年11月7日に旧那賀郡内の5町（打田町、粉河町、那賀町、桃山町、貴志川町）が合併し、紀の川市が誕生しました。この合併により市の面積が228.24 Km<sup>2</sup>と市域が拡大し、高齢者や障がい者などの交通弱者にとって市域内の移動が困難になり、また、公共交通事業者の不採算バス路線撤退等による公共交通空白地域の増加等の問題も生じておりました。

これらの状況のもと、交通弱者の日常的な移動手段の確保、公共交通空白地域の解消を目的とし、平成19年4月より市役所、病院、駅、商業施設等を経由する紀の川市地域巡回バスの試行運転を実施しました。

このバス路線の特徴としては、主となる利用者が高齢者であることから、ほとんどの路線において、総合病院である公立那賀病院に停留所を設置したところにあります。

試行運転実施中には、利用者等へのアンケート調査、利用実績の分析、地区要望の集約等を実施し、本格運行に向けての準備を行うとともに、平成21年3月には紀の川市地域公共交通総合連携計画を策定し、同計画に基づき平成21年度から平成23年度まで地域公共交通活性化・再生総合事業も活用し、平成21年5月から紀の川市地域巡回バスの本格運行を開始しました。

平成19年4月の試行運行開始から6年が経過し、この地域巡回バス路線の認知度についても高齢者や障がい者の移動手段、山間部地域の学生の通学手段等として、徐々に浸透してきています。また、高齢化、人口減少対策として、市全体で定住施策を推進している中で、公共交通の充実も定住の条件の一つと考えられます。

以上のことから、この計画は、行政・市民・事業者等が協力し一体となって、市民誰もがバス等を利用し、いつでも市内を安全に移動できるように、公共交通手段を確保し、サービスの提供を維持することを目的とします。

## 2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

本計画を作成するにあたっての目標は、住民、来訪者等からの意見や、バス運行の利用実績等を基にして、可能な限り交通空白地域の解消を図るとともに安定してサービスを提供し続けることができる採算性の高い交通システムを再構築することとします。

### 【事業の目標】

現在の紀の川市地域巡回バス（粉河那賀・桃山路線）は、2路線、6コース、1日あたり39便の運行を実施しています。

過去2カ年の路線別の利用者数の推移については下記のとおりとなっています。

※以下、利用者数及び各コース別目標値は、国庫補助事業対象年度期間にて記載しています。

路線名	平成23年度（H22.10～H23.9）	平成24年度（H23.10～H24.9）
粉河那賀路線	16,620人	16,094人
桃山路線	14,390人	14,695人
合計	31,010人	30,789人

上記のとおり、今後も、市内における人口の減少が続くと予想される現状において、大幅な利用者の増加は見込めないことから、各コース1便あたりの平均乗車人数を下記のとおり目標値として定めます。

◎粉河那賀路線

コース名	H23実績	H24実績	H25目標	H26目標	H27目標	H28目標
川原竜門コース	2.1人/便	2.2人/便	2.2人/便	2.3人/便	2.3人/便	2.4人/便
上名手打田コース	3.5人/便	3.6人/便	3.7人/便	3.7人/便	3.8人/便	3.8人/便
打田北部コース	1.0人/便	1.3人/便	1.3人/便	1.3人/便	1.4人/便	1.4人/便

※市北部地域運行路線については、引き続き利用が堅調であると予測されるため、1便あたりの平均利用者数の目標値を微増で設定する。

◎桃山路線

コース名	H23実績	H24実績	H25目標	H26目標	H27目標	H28目標
細野貴志川コース	2.1人/便	2.2人/便	2.2人/便	2.2人/便	2.2人/便	2.2人/便
桃山鞆淵コース	2.3人/便	3.1人/便	3.1人/便	3.1人/便	3.1人/便	3.1人/便
黒土高野コース	0.6人/便	1.2人/便	1.2人/便	1.2人/便	1.2人/便	1.2人/便

※市南部地域運行路線については、人口減少率が高く、大幅な利用者の増加が今後も見込めないため、現時点の推移を維持する目標値を設定する。

(参考) 紀の川市住民基本台帳人口の推移

平成22年度末：67,953人

平成24年度末：66,862人

人口増減率：△1.61%

※平成21年度末～平成23年度末の人口増減率：△1.54%

【事業の効果】

- ①地域巡回バス路線の継続運行により、公共交通空白地域の解消が図れる。また、高齢者・障がい者の移動手段を確保することにより、より活発な地域間交流を促進し、地域の活性に繋がる。
- ②利用者の増加により、運行収支率の改善に繋がる。

**3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者**

表1のとおり

**4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額**

表2のとおり

なお、紀の川市から運行事業者への運行補助金額については、事業者の損失額から国庫補助金額を差し引いた差額分を負担することとしている。

**5. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要**

表5のとおり

**6. 車両の取得に係る目的・必要性**

車両の取得を行わないため該当しない

**7. 車両の取得に係る定量的な目標・効果**

車両の取得を行わないため該当しない

## 8. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額

車両の取得を行わないため該当しない

## 9. 協議会の開催状況と主な議論

平成 18 年 12 月 7 日	紀の川市地域公共交通会議 設置
平成 19 年 1 月 31 日	平成 18 年度紀の川市地域公共交通会議 ・紀の川市における公共交通及びバス運行事業の概況説明 ・紀の川市地域巡回バス粉河那賀路線の開設及び桃山路線における一部路線の廃止について【承認】 ・紀の川市地域巡回バス貴志川路線に係る運賃設定について【承認】
平成 19 年 4 月 2 日	紀の川市地域巡回バス粉河那賀路線運行開始（試行運行）
平成 20 年 2 月 1 日	紀の川市地域巡回バスへの市内各地域の意見、要望調査を実施 （自治区長へ依頼 平成 20 年 6 月 30 日まで）
平成 20 年 4 月 1 日	紀の川市地域巡回バス桃山路線の一部変更及び廃止 紀の川市地域巡回バス貴志川路線の有料化
平成 20 年 9 月 1 日	バス利用者アンケートを実施 （地域巡回バス車内で平成 20 年 9 月 30 日まで用紙を配布） アンケート結果は市ホームページで公表
平成 20 年 11 月 1 日	紀の川市地域巡回バス桃山路線日曜日試行運行開始
平成 21 年 3 月 2 日	平成 20 年度紀の川市地域公共交通会議 ・紀の川市地域公共交通会議設置要綱等の改正について【承認により地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定協議会となる】 ・紀の川市地域巡回バス運行経過及び運行実績について【報告】 ・紀の川市地域公共交通総合連携計画（案）及び総合事業計画（案）について【承認】 ・紀の川市地域巡回バス路線等の運行事業計画の変更について【承認】
平成 21 年 3 月 4 日～ 平成 21 年 3 月 10 日	紀の川市地域公共交通総合連携計画（案）について、パブリックコメントを市ホームページで募集
平成 21 年 3 月 16 日	紀の川市地域公共交通総合連携計画を策定
平成 21 年 5 月 1 日	紀の川市地域巡回バス本格運行開始
平成 22 年 3 月 15 日	平成 21 年度紀の川市地域公共交通会議 ・平成 21 年度歳入歳出予算について【報告】 ・平成 21 年度紀の川市地域公共交通活性化・再生総合事業実施状況について【報告】 ・平成 22 年度歳入歳出予算（案）について【承認】 ・平成 22 年度紀の川市地域公共交通活性化・再生総合事業（案）について【承認】 ・紀の川市地域巡回バス運行実績について【報告】
平成 22 年 6 月 21 日	紀の川市デマンド型交通導入調査開始（完成平成 23 年 3 月 31 日）

平成 22 年 10 月 26 日	平成 22 年度第紀の川市地域公共交通会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 22 年度紀の川市地域公共交通活性化・再生総合事業の変更について【報告】</li> <li>・平成 22 年度補正予算（第 1 号）について【報告】</li> <li>・平成 21 年度歳入歳出決算について【報告】</li> <li>・紀の川コミュニティバス運行経路及び時刻の変更について【承認】</li> </ul>
平成 22 年 12 月 1 日	紀の川コミュニティバス運行経路及び時刻の一部変更 （「岩出市役所」、「岡田北」停留所設置）
平成 23 年 6 月 20 日	平成 23 年度紀の川市地域公共交通会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 23 年度紀の川市地域公共交通活性化・再生総合事業の変更について【報告】</li> <li>・平成 22 年度事業報告について【報告】</li> <li>・平成 22 年度歳入歳出決算について【報告】</li> <li>・平成 23 年度事業計画（案）について【承認】  （紀の川市地域巡回バス運行経路及び時刻の変更について）</li> <li>・平成 23 年度歳入歳出予算（案）について【承認】</li> </ul>
平成 23 年 8 月 1 日	紀の川市地域巡回バス運行経路及び時刻の変更 （粉河那賀路線・桃山路線）
平成 24 年 6 月 22 日	平成 24 年度紀の川市地域公共交通会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 23 年度事業報告について【報告】</li> <li>・平成 23 年度歳入歳出決算について【報告】</li> <li>・平成 24 年度事業計画（案）について【承認】  （地域公共交通確保維持改善事業に係る「紀の川市地域内フィーダ一系統確保維持計画」の策定について）</li> <li>・平成 24 年度歳入歳出予算（案）について【承認】</li> </ul>
平成 25 年 6 月 21 日	平成 25 年度第 1 回紀の川市地域公共交通会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 24 年度事業報告について【報告】</li> <li>・平成 24 年度歳入歳出決算について【報告】</li> <li>・平成 25 年度事業計画（案）について【承認】  （地域公共交通確保維持改善事業に係る「紀の川市地域内フィーダ一系統確保維持計画」の策定について）</li> <li>・平成 25 年度歳入歳出予算（案）について【承認】</li> </ul>

#### 10. 利用者等の意見の反映状況

法定協議会の構成員には合併した旧町（打田町、那賀町、粉河町、桃山町、貴志川町）それぞれの代表区長が含まれており、市内全域の意見が集約されていると考えられます。

バスに関する地域の区長からの要望については、市政調整課（協議会事務局）において随時受け付けており、路線再編時には考慮しています。

また、一般利用者、バスを利用しない市民の意見については、アンケート調査の回答を参考としています。

#### 11. 協議会メンバーの構成

紀の川市長又はその指名する者

紀の川市副市長

一般乗合旅客自動車運送事業者	和歌山バス那賀株式会社 有田交通株式会社
一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者	株式会社有交紀北
一般旅客自動車運送事業者が組織する団体	社団法人和歌山県バス協会 社団法人和歌山県タクシー協会
住民又は利用者の代表	打田地区区長会長 粉河地区区長会長 那賀地区区長会長 桃山地区区長会長 貴志川地区区長会長
近畿運輸局和歌山運輸支局長又はその指名する者	国土交通省近畿運輸局和歌山運輸支局首席運輸企画専門官
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	和歌山県交通運輸産業労働組合協議会
道路管理者、県警察、学識経験者その他の交通会議が必要と認める者	和歌山県企画部地域振興局総合交通政策課長 和歌山県那賀振興局建設部副部長 和歌山県警岩出署長

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

(H26-H26)

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹線／地域内フィーダーの別	確保維持事業に要する国庫補助額(千円)	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)		
					基準口で該当する要件	接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策	基準二で該当する要件
和歌山県 (紀の川市)	和歌山バス那賀株式会社	(粉河那賀路線) 上名手打田コース	地域内フィーダー	7,239.0	②(1)	JR「名手駅」「粉河駅」「打田駅」及び和歌山バス那賀(株)の運行する紀北巡回線「公立那賀病院」停留所を共有。また乗り継ぎダイヤを設定	③
	和歌山バス那賀株式会社	(粉河那賀路線) 川原竜門コース	地域内フィーダー	4,991.0	②(1)	JR「粉河駅」「打田駅」及び和歌山バス那賀(株)の運行する紀北巡回線「公立那賀病院」停留所を共有。また乗り継ぎダイヤを設定	③
	和歌山バス那賀株式会社	(粉河那賀路線) 打田北部コース(左まわり)	地域内フィーダー	449.0	②(1)	JR「打田駅」及び和歌山バス那賀(株)の運行する紀北巡回線「公立那賀病院」停留所を共有。また乗り継ぎダイヤを設定	③
	和歌山バス那賀株式会社	(粉河那賀路線) 打田北部コース(右まわり)	地域内フィーダー	898.0	②(1)	JR「打田駅」及び和歌山バス那賀(株)の運行する紀北巡回線「公立那賀病院」停留所を共有。また乗り継ぎダイヤを設定	③
	和歌山バス那賀株式会社	(桃山路線) 黒土高野コース	地域内フィーダー	1,828.5	②(1)	JR「打田駅」及び和歌山バス那賀(株)の運行する紀北巡回線「公立那賀病院」停留所を共有。また乗り継ぎダイヤを設定	③
	和歌山バス那賀株式会社	(桃山路線) 細野貴志川コースA	地域内フィーダー	718.0	②(1)	JR「貴志駅」及び和歌山バス那賀(株)の運行する紀北巡回線「紀の川市貴志川支所」停留所を共有。また乗り継ぎダイヤを設定	③
	和歌山バス那賀株式会社	(桃山路線) 細野貴志川コースB	地域内フィーダー	6,286.5	②(1)	JR「下井阪駅東」「貴志駅」及び和歌山バス那賀(株)の運行する紀北巡回線「紀の川市貴志川支所」停留所を共有。また乗り継ぎダイヤを設定	③
	和歌山バス那賀株式会社	(桃山路線) 桃山鞆渕コースA	地域内フィーダー	598.5	②(1)	「下志賀」停留所にて、和歌山バス那賀(株)の運行するかつらぎ町コミュニティバス(旧花園村～旧かつらぎ町間を運行)新城・花園コースに接続	③
	和歌山バス那賀株式会社	(桃山路線) 桃山鞆渕コースB	地域内フィーダー	5,208.5	②(1)	JR「下井阪駅東」及び和歌山バス那賀(株)の運行する紀北巡回線「公立那賀病院」停留所を共有。また乗り継ぎダイヤを設定	③

(注)

1. 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者

(H26-H27)

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹線／地域内フィーダーの別	確保維持事業に要する国庫補助額(千円)	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)		
					基準口で該当する要件	接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策	基準二で該当する要件
和歌山県 (紀の川市)	和歌山バス那賀株式会社	(粉河那賀路線) 上名手打田コース	地域内フィーダー	7,239.0	②(1)	JR「名手駅」「粉河駅」「打田駅」及び和歌山バス那賀(株)の運行する紀北巡回線「公立那賀病院」停留所を共有。また乗り継ぎダイヤを設定	③
	和歌山バス那賀株式会社	(粉河那賀路線) 川原竜門コース	地域内フィーダー	4,991.0	②(1)	JR「粉河駅」「打田駅」及び和歌山バス那賀(株)の運行する紀北巡回線「公立那賀病院」停留所を共有。また乗り継ぎダイヤを設定	③
	和歌山バス那賀株式会社	(粉河那賀路線) 打田北部コース(左まわり)	地域内フィーダー	449.0	②(1)	JR「打田駅」及び和歌山バス那賀(株)の運行する紀北巡回線「公立那賀病院」停留所を共有。また乗り継ぎダイヤを設定	③
	和歌山バス那賀株式会社	(粉河那賀路線) 打田北部コース(右まわり)	地域内フィーダー	898.0	②(1)	JR「打田駅」及び和歌山バス那賀(株)の運行する紀北巡回線「公立那賀病院」停留所を共有。また乗り継ぎダイヤを設定	③
	和歌山バス那賀株式会社	(桃山路線) 黒土高野コース	地域内フィーダー	1,828.5	②(1)	JR「打田駅」及び和歌山バス那賀(株)の運行する紀北巡回線「公立那賀病院」停留所を共有。また乗り継ぎダイヤを設定	③
	和歌山バス那賀株式会社	(桃山路線) 細野貴志川コースA	地域内フィーダー	718.0	②(1)	JR「貴志駅」及び和歌山バス那賀(株)の運行する紀北巡回線「紀の川市貴志川支所」停留所を共有。また乗り継ぎダイヤを設定	③
	和歌山バス那賀株式会社	(桃山路線) 細野貴志川コースB	地域内フィーダー	6,286.5	②(1)	JR「下井阪駅東」「貴志駅」及び和歌山バス那賀(株)の運行する紀北巡回線「紀の川市貴志川支所」停留所を共有。また乗り継ぎダイヤを設定	③
	和歌山バス那賀株式会社	(桃山路線) 桃山鞆淵コースA	地域内フィーダー	598.5	②(1)	「下志賀」停留所にて、和歌山バス那賀(株)の運行するかつらぎ町コミュニティバス(旧花園村～旧かつらぎ町間を運行)新城・花園コースに接続	③
	和歌山バス那賀株式会社	(桃山路線) 桃山鞆淵コースB	地域内フィーダー	5,208.5	②(1)	JR「下井阪駅東」及び和歌山バス那賀(株)の運行する紀北巡回線「公立那賀病院」停留所を共有。また乗り継ぎダイヤを設定	③

(注)

1. 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

(H26-H28)

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹線／地域内フィーダーの別	確保維持事業に要する国庫補助額(千円)	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)		
					基準口で該当する要件	接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策	基準二で該当する要件
和歌山県 (紀の川市)	和歌山バス那賀株式会社	(粉河那賀路線) 上名手打田コース	地域内フィーダー	7,259.0	②(1)	JR「名手駅」「粉河駅」「打田駅」及び和歌山バス那賀(株)の運行する紀北巡回線「公立那賀病院」停留所を共有。また乗り継ぎダイヤを設定	③
	和歌山バス那賀株式会社	(粉河那賀路線) 川原竜門コース	地域内フィーダー	5,005.0	②(1)	JR「粉河駅」「打田駅」及び和歌山バス那賀(株)の運行する紀北巡回線「公立那賀病院」停留所を共有。また乗り継ぎダイヤを設定	③
	和歌山バス那賀株式会社	(粉河那賀路線) 打田北部コース(左まわり)	地域内フィーダー	450.0	②(1)	JR「打田駅」及び和歌山バス那賀(株)の運行する紀北巡回線「公立那賀病院」停留所を共有。また乗り継ぎダイヤを設定	③
	和歌山バス那賀株式会社	(粉河那賀路線) 打田北部コース(右まわり)	地域内フィーダー	900.5	②(1)	JR「打田駅」及び和歌山バス那賀(株)の運行する紀北巡回線「公立那賀病院」停留所を共有。また乗り継ぎダイヤを設定	③
	和歌山バス那賀株式会社	(桃山路線) 黒土高野コース	地域内フィーダー	1,833.5	②(1)	JR「打田駅」及び和歌山バス那賀(株)の運行する紀北巡回線「公立那賀病院」停留所を共有。また乗り継ぎダイヤを設定	③
	和歌山バス那賀株式会社	(桃山路線) 細野貴志川コースA	地域内フィーダー	720.0	②(1)	JR「貴志駅」及び和歌山バス那賀(株)の運行する紀北巡回線「紀の川市貴志川支所」停留所を共有。また乗り継ぎダイヤを設定	③
	和歌山バス那賀株式会社	(桃山路線) 細野貴志川コースB	地域内フィーダー	6,304.0	②(1)	JR「下井阪駅東」「貴志駅」及び和歌山バス那賀(株)の運行する紀北巡回線「紀の川市貴志川支所」停留所を共有。また乗り継ぎダイヤを設定	③
	和歌山バス那賀株式会社	(桃山路線) 桃山鞆渕コースA	地域内フィーダー	600.0	②(1)	「下志賀」停留所にて、和歌山バス那賀(株)の運行するかつらぎ町コミュニティバス(旧花園村～旧かつらぎ町間を運行)新城・花園コースに接続	③
	和歌山バス那賀株式会社	(桃山路線) 桃山鞆渕コースB	地域内フィーダー	5,223.0	②(1)	JR「下井阪駅東」及び和歌山バス那賀(株)の運行する紀北巡回線「公立那賀病院」停留所を共有。また乗り継ぎダイヤを設定	③

(注)

1. 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

添付資料(表1関係)

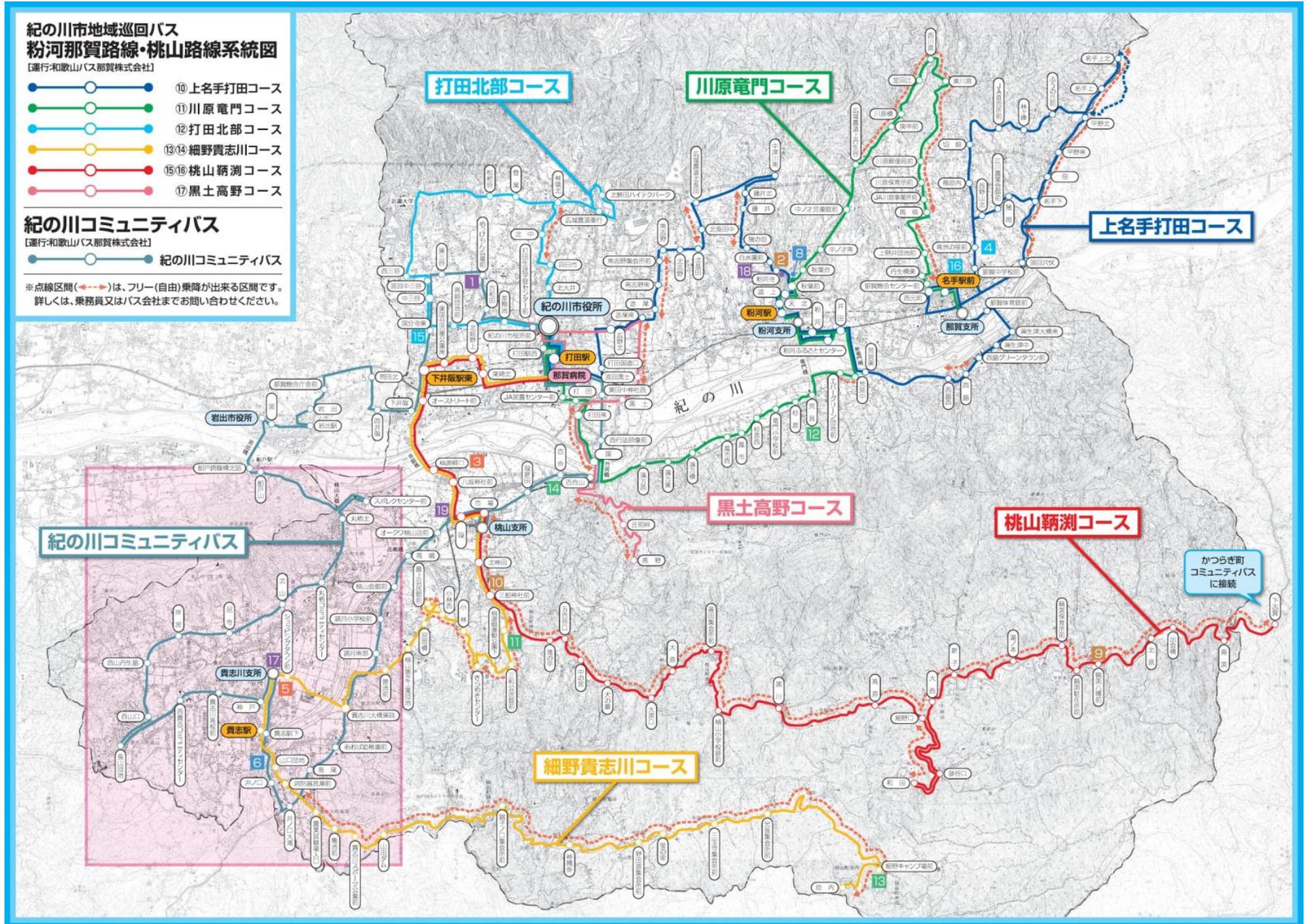


表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(乗合バス型運行)用)

事業者名	和歌山バス那賀株式会社
------	-------------

26年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間 <sup>※</sup> )の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	392,931 千円	営業外収益	565 千円	経常収益(イ)	393,496 千円
	営業費用	402,495 千円	営業外費用	931 千円	経常費用(ロ)	403,426 千円
	営業損益	▲ 9,564 千円	営業外損益	▲ 366 千円	経常損益	▲ 9,930 千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)		2,468,378.4 km	経常収支率		97.54% %	

基準期間の前年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	370,256 千円	営業外収益	260 千円	経常収益(イ')	370,516 千円
	営業費用	399,371 千円	営業外費用	1,024 千円	経常費用(ロ')	400,395 千円
	営業損益	▲ 29,115 千円	営業外損益	▲ 764 千円	経常損益	▲ 29,879 千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')		2,456,836.8 km	経常収支率		92.54% %	

基準期間の前々年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	378,738 千円	営業外収益	609 千円	経常収益(イ'')	379,347 千円
	営業費用	407,572 千円	営業外費用	1,144 千円	経常費用(ロ'')	408,716 千円
	営業損益	▲ 28,834 千円	営業外損益	▲ 535 千円	経常損益	▲ 29,369 千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')		2,462,478.6 km	経常収支率		92.81% %	

(補助対象事業者の「基準期間<sup>※</sup>を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ'÷ハ'' = a	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ' = b	補助対象事業者の実車走 行キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ = c	平均増減率 (((b÷a)-1)+((c÷b)- 1))÷2 = d
南近畿	165円97銭	162円97銭	163円43銭	-0.76 %
	円 銭	円 銭	円 銭	%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常 費用 c × (1+(d÷2)) <sup>2</sup> = ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
南近畿	162円.19銭	414円.60銭	162円.19銭	159円.41銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行日 数	計画運行回 数	系統キロ程		補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 市区町村外乗入 部分のキロ程		補助ブロック外乗入れ部 分及び同一補助ブロック市 区町村外乗入れ部分以 外のキロ程の比率  (チー(リ+ヌ))÷チ=ル	計画実車走行キロ  ヲ		
			起点	主な 経由地	終点			チ	リ	ヌ	ル						
南近畿	1	紀の川線	名手駅前	打田駅	紀の川市役所	362	日	1,267.0	回	往 38.0km (平均) 復 38.0km	38.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	0.0km	100.000%	96,292.0km
	2	紀の川線	紀の川市那賀支所	粉河駅	紀の川市役所	362	日	1,267.0	回	往 26.2km 復 26.2km	26.2km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	66,390.8km
	3	紀の川線	那賀病院	打田駅	那賀病院	362	日	362.0	回	往 16.5km 復 16.5km	16.5km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	5,973.0km
	4	紀の川線	那賀病院	打田駅	那賀病院	362	日	724.0	回	往 16.5km 復 16.5km	16.5km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	11,946.0km
	5	紀の川線	那賀病院	打田駅	高野	362	日	1,086.0	回	往 11.2km 復 11.2km	11.2km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	24,326.4km
	6	紀の川線	紀の川市桃山支所	貴志駅	垣内	362	日	181.0	回	往 26.4km 復 26.4km	26.4km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	9,556.8km
	7	紀の川線	那賀病院	貴志駅	垣内	362	日	1,267.0	回	往 33.0km 復 33.0km	33.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	83,622.0km
	8	紀の川線	和田	大西	下志賀	362	日	362.0	回	往 11.0km 復 11.0km	11.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	7,964.0km
	9	紀の川線	那賀病院	和田	下志賀	362	日	1,086.0	回	往 31.9km 復 31.9km	31.9km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	69,286.8km
合計	系統								往 210.7km 復 151.3km	210.7km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km		375,357.8km	

補助ブ ロック名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額  ヘ×ヲ以下の額:フ	補助対象 系統のキロ 当たり 経常収益 (ノの額)  ト	補助対象 系統の経常 収益の 見込額  ト×ヲ以上 の額:カ	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額  ワ-カ=ヨ	ヨのうち補助ブロッ ク外乗入部分及び 同一補助ブロック市 区町村外乗入部分 以外に係るもの  ヨ×ル=ソ	補助対象経費  ツ	補助対象経費の1/2  ツ×1/2=ネ	国庫補助 上限額  ナ	国庫補助金 内定申請額 (ネ又はソのうち いずれか少ない ほうの額)  ラ
南近畿	1	15,617,599 円	11円.83銭	1,139,134 円	14,478,465 円	14,478,465 円	14,478 千円	7,239.0 千円		
	2	10,767,923 円	11円.83銭	785,403 円	9,982,520 円	9,982,520 円	9,982 千円	4,991.0 千円		
	3	968,760 円	11円.83銭	70,660 円	898,100 円	898,100 円	898 千円	449.0 千円		
	4	1,937,521 円	11円.83銭	141,321 円	1,796,200 円	1,796,200 円	1,796 千円	898.0 千円		
	5	3,945,498 円	11円.83銭	287,781 円	3,657,717 円	3,657,717 円	3,657 千円	1,828.5 千円		
	6	1,550,017 円	11円.83銭	113,056 円	1,436,961 円	1,436,961 円	1,436 千円	718.0 千円		
	7	13,562,652 円	11円.83銭	989,248 円	12,573,404 円	12,573,404 円	12,573 千円	6,286.5 千円		
	8	1,291,681 円	11円.83銭	94,214 円	1,197,467 円	1,197,467 円	1,197 千円	598.5 千円		
	9	11,237,626 円	11円.83銭	819,662 円	10,417,964 円	10,417,964 円	10,417 千円	5,208.5 千円		
合計		60,879,277 円		4,440,479 円	56,438,798 円	56,438,798 円	56,434 千円	28,217. 千円	23691 千円	23,691 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ラーカ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ムーラ=ウ	ウの負担者とその負担割合										
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要		
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合			
南近畿	1	14,478,465	円											
	2	9,982,520	円											
	3	898,100	円											
	4	1,796,200	円											
	5	3,657,717	円											
	6	1,436,961	円											
	7	12,573,404	円											
	8	1,197,467	円											
	9	10,417,964	円											
合計		56,438,798	円	32,747,798	円		%		円	%		円	%	

(補助対象系統のキロ当たり経常収益の算定表)

補助ブロック名	申請番号	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間の前々年度) e	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間の前年度) f	補助対象系統の実車走行 キロ当たり経常収益 (基準期間※) g	平均増減率 (((f÷e)-1)+(g÷f)-1)) ÷2 = h	補助対象系統の実車走行キロ当 たり経常収益 g × (1+(h÷2))^2 = ノ
南近畿	1	13円.93銭	11円.25銭	12円.39銭	△ 4.55 %	11円.83銭
	2	13円.93銭	11円.25銭	12円.39銭	△ 4.55 %	11円.83銭
	3	13円.93銭	11円.25銭	12円.39銭	△ 4.55 %	11円.83銭
	4	13円.93銭	11円.25銭	12円.39銭	△ 4.55 %	11円.83銭
	5	13円.93銭	11円.25銭	12円.39銭	△ 4.55 %	11円.83銭
	6	13円.93銭	11円.25銭	12円.39銭	△ 4.55 %	11円.83銭
	7	13円.93銭	11円.25銭	12円.39銭	△ 4.55 %	11円.83銭
	8	13円.93銭	11円.25銭	12円.39銭	△ 4.55 %	11円.83銭
	9	13円.93銭	11円.25銭	12円.39銭	△ 4.55 %	11円.83銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者については別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ソ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」の欄は、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。  
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の増減率を平均増減率として「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」を算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」として記載すること。
- 「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通ネットワーク計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(乗合バス型運行)用)

事業者名	和歌山バス那賀株式会社
------	-------------

27年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間 <sup>※</sup> )の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	392,931 千円	営業外収益	565 千円	経常収益(イ)	393,496 千円
	営業費用	402,495 千円	営業外費用	931 千円	経常費用(ロ)	403,426 千円
	営業損益	▲ 9,564 千円	営業外損益	▲ 366 千円	経常損益	▲ 9,930 千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)		2,468,378.4 km	経常収支率		97.54% %	

基準期間の前年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	370,256 千円	営業外収益	260 千円	経常収益(イ')	370,516 千円
	営業費用	399,371 千円	営業外費用	1,024 千円	経常費用(ロ')	400,395 千円
	営業損益	▲ 29,115 千円	営業外損益	▲ 764 千円	経常損益	▲ 29,879 千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')		2,456,836.8 km	経常収支率		92.54% %	

基準期間の前々年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	378,738 千円	営業外収益	609 千円	経常収益(イ'')	379,347 千円
	営業費用	407,572 千円	営業外費用	1,144 千円	経常費用(ロ'')	408,716 千円
	営業損益	▲ 28,834 千円	営業外損益	▲ 535 千円	経常損益	▲ 29,369 千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')		2,462,478.6 km	経常収支率		92.81% %	

(補助対象事業者の「基準期間<sup>※</sup>を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ"÷ハ" = a	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ' = b	補助対象事業者の実車走 行キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c	平均増減率 (((b÷a)-1)+((c÷b)- 1))÷2 = d
南近畿	165円97銭	162円97銭	163円43銭	-0.76 %
	円 銭	円 銭	円 銭	%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常 費用 c × (1+(d÷2)) <sup>2</sup> = ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
南近畿	162円.19銭	414円.60銭	162円.19銭	159円.41銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行日 数	計画運行回 数	系統キロ程		補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 市区町村外乗入 部分のキロ程	補助ブロック外乗り入れ部 分及び同一補助ブロック市 区町村外乗り入れ部分以 外のキロ程の比率	計画実車走行キロ ヲ	
			起点	主な 経由地	終点			チ	リ	ヌ					
南近畿	1	紀の川線	名手駅前	打田駅	紀の川市役所	362	日 1,267.0 回	往 38.0km (平均) 復 38.0km	38.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	0.0km	100.000%	96,292.0km
	2	紀の川線	紀の川市那賀支所	粉河駅	紀の川市役所	362	日 1,267.0 回	往 26.2km 復 26.2km	26.2km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	66,390.8km
	3	紀の川線	那賀病院	打田駅	那賀病院	362	日 362.0 回	往 16.5km 復 16.5km	16.5km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	5,973.0km
	4	紀の川線	那賀病院	打田駅	那賀病院	362	日 724.0 回	往 16.5km 復 16.5km	16.5km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	11,946.0km
	5	紀の川線	那賀病院	打田駅	高野	362	日 1,086.0 回	往 11.2km 復 11.2km	11.2km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	24,326.4km
	6	紀の川線	紀の川市桃山支所	貴志駅	垣内	362	日 181.0 回	往 26.4km 復 26.4km	26.4km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	9,556.8km
	7	紀の川線	那賀病院	貴志駅	垣内	362	日 1,267.0 回	往 33.0km 復 33.0km	33.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	83,622.0km
	8	紀の川線	和田	大西	下志賀	362	日 362.0 回	往 11.0km 復 11.0km	11.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	7,964.0km
	9	紀の川線	那賀病院	和田	下志賀	362	日 1,086.0 回	往 31.9km 復 31.9km	31.9km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	69,286.8km
合計	系統						往 210.7km 復 151.3km	210.7km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km		375,357.8km	

補助ブ ロック名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額	補助対象 系統のキロ 当たり 経常収益 (ノの額)	補助対象 系統の経常 収益の 見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額	ヨのうち補助ブロッ ク外乗入部分及び 同一補助ブロック市 区町村外乗入部分 以外に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助 上限額	国庫補助金 内定申請額 (ネ又はナのうち いずれか少ない ほうの額)
		ヘ×ヲ以下の額:ワ	ト	ト×ヲ以上 の額:カ	ワ-カ=ヨ	ヨ×ル=ソ	ツ	ツ×1/2=ネ	ナ	ラ
南近畿	1	15,617,599 円	11円.83銭	1,139,134 円	14,478,465 円	14,478,465 円	14,478 千円	7,239.0 千円		
	2	10,767,923 円	11円.83銭	785,403 円	9,982,520 円	9,982,520 円	9,982 千円	4,991.0 千円		
	3	968,760 円	11円.83銭	70,660 円	898,100 円	898,100 円	898 千円	449.0 千円		
	4	1,937,521 円	11円.83銭	141,321 円	1,796,200 円	1,796,200 円	1,796 千円	898.0 千円		
	5	3,945,498 円	11円.83銭	287,781 円	3,657,717 円	3,657,717 円	3,657 千円	1,828.5 千円		
	6	1,550,017 円	11円.83銭	113,056 円	1,436,961 円	1,436,961 円	1,436 千円	718.0 千円		
	7	13,562,652 円	11円.83銭	989,248 円	12,573,404 円	12,573,404 円	12,573 千円	6,286.5 千円		
	8	1,291,681 円	11円.83銭	94,214 円	1,197,467 円	1,197,467 円	1,197 千円	598.5 千円		
	9	11,237,626 円	11円.83銭	819,662 円	10,417,964 円	10,417,964 円	10,417 千円	5,208.5 千円		
合計		60,879,277 円		4,440,479 円	56,438,798 円	56,438,798 円	56,434 千円	28,217. 千円	23691 千円	23,691 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ラーカ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ムーラ=ウ	ウの負担者とその負担割合										
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要		
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合			
南近畿	1	14,478,465	円											
	2	9,982,520	円											
	3	898,100	円											
	4	1,796,200	円											
	5	3,657,717	円											
	6	1,436,961	円											
	7	12,573,404	円											
	8	1,197,467	円											
	9	10,417,964	円											
合計		56,438,798	円	32,747,798	円		%		円	%		円	%	

(補助対象系統のキロ当たり経常収益の算定表)

補助ブロック名	申請番号	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間の前々年度) e	補助対象系統の実車走行キロ当 たり経常収益 (基準期間の前年度) f	補助対象系統の実車走行 キロ当たり経常収益 (基準期間 <sup>※</sup> ) g	平均増減率 $\frac{(((f \div e) - 1) + ((g \div f) - 1))}{\div 2} = h$	補助対象系統の実車走行キロ当 たり経常収益 $g \times (1 + (h \div 2))^2 = \text{ノ}$
南近畿	1	13円.93銭	11円.25銭	12円.39銭	△ 4.55 %	11円.83銭
	2	13円.93銭	11円.25銭	12円.39銭	△ 4.55 %	11円.83銭
	3	13円.93銭	11円.25銭	12円.39銭	△ 4.55 %	11円.83銭
	4	13円.93銭	11円.25銭	12円.39銭	△ 4.55 %	11円.83銭
	5	13円.93銭	11円.25銭	12円.39銭	△ 4.55 %	11円.83銭
	6	13円.93銭	11円.25銭	12円.39銭	△ 4.55 %	11円.83銭
	7	13円.93銭	11円.25銭	12円.39銭	△ 4.55 %	11円.83銭
	8	13円.93銭	11円.25銭	12円.39銭	△ 4.55 %	11円.83銭
	9	13円.93銭	11円.25銭	12円.39銭	△ 4.55 %	11円.83銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ソ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」の欄は、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。  
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の増減率を平均増減率として「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」を算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」として記載すること。
- 「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通ネットワーク計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(乗合バス型運行)用)

事業者名	和歌山バス那賀株式会社
------	-------------

28年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間 <sup>※</sup> )の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	392,931 千円	営業外収益	565 千円	経常収益(イ)	393,496 千円
	営業費用	402,495 千円	営業外費用	931 千円	経常費用(ロ)	403,426 千円
	営業損益	▲ 9,564 千円	営業外損益	▲ 366 千円	経常損益	▲ 9,930 千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)		2,468,378.4 km	経常収支率		97.54% %	

基準期間の前年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	370,256 千円	営業外収益	260 千円	経常収益(イ')	370,516 千円
	営業費用	399,371 千円	営業外費用	1,024 千円	経常費用(ロ')	400,395 千円
	営業損益	▲ 29,115 千円	営業外損益	▲ 764 千円	経常損益	▲ 29,879 千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')		2,456,836.8 km	経常収支率		92.54% %	

基準期間の前々年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	378,738 千円	営業外収益	609 千円	経常収益(イ'')	379,347 千円
	営業費用	407,572 千円	営業外費用	1,144 千円	経常費用(ロ'')	408,716 千円
	営業損益	▲ 28,834 千円	営業外損益	▲ 535 千円	経常損益	▲ 29,369 千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')		2,462,478.6 km	経常収支率		92.81% %	

(補助対象事業者の「基準期間<sup>※</sup>を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ''÷ハ'' = a	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ' = b	補助対象事業者の実車走 行キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ = c	平均増減率 (((b÷a)-1)+((c÷b)- 1))÷2 = d
南近畿	165円97銭	162円97銭	163円43銭	-0.76 %
	円 銭	円 銭	円 銭	%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常 費用 c × (1+(d÷2)) <sup>2</sup> = ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
南近畿	162円.19銭	414円.60銭	162円.19銭	159円.41銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行日 数	計画運行回 数	系統キロ程		補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 市区町村外乗入 部分のキロ程	補助ブロック外乗り入れ部 分及び同一補助ブロック市 区町村外乗り入れ部分以 外のキロ程の比率	計画実車走行キロ ヲ	
			起点	主な 経由地	終点			チ	リ	ヌ					
南近畿	1	紀の川線	名手駅前	打田駅	紀の川市役所	363	日 1,270.5 回	往 38.0km (平均) 復 38.0km	38.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	0.0km	100.000%	96,558.0km
	2	紀の川線	紀の川市那賀支所	粉河駅	紀の川市役所	363	日 1,270.5 回	往 26.2km 復 26.2km	26.2km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	66,574.2km
	3	紀の川線	那賀病院	打田駅	那賀病院	363	日 363.0 回	往 16.5km 復 16.5km	16.5km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	5,989.5km
	4	紀の川線	那賀病院	打田駅	那賀病院	363	日 726.0 回	往 16.5km 復 16.5km	16.5km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	11,979.0km
	5	紀の川線	那賀病院	打田駅	高野	363	日 1,089.0 回	往 11.2km 復 11.2km	11.2km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	24,393.6km
	6	紀の川線	紀の川市桃山支所	貴志駅	垣内	363	日 181.5 回	往 26.4km 復 26.4km	26.4km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	9,583.2km
	7	紀の川線	那賀病院	貴志駅	垣内	363	日 1,270.5 回	往 33.0km 復 33.0km	33.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	83,853.0km
	8	紀の川線	和田	大西	下志賀	363	日 363.0 回	往 11.0km 復 11.0km	11.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	7,986.0km
	9	紀の川線	那賀病院	和田	下志賀	363	日 1,089.0 回	往 31.9km 復 31.9km	31.9km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	69,478.2km
合計	系統						往 210.7km 復 151.3km	210.7km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km		376,394.7km	

補助ブ ロック名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額	補助対象 系統のキロ 当たり 経常収益 (ノの額)	補助対象 系統の経常 収益の 見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額	ヨのうち補助ブロッ ク外乗入部分及び 同一補助ブロック市 区町村外乗入部分 以外に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助 上限額	国庫補助金 内定申請額 (ネ又はナのうち いずれか少ない ほうの額)
		ヘ×ヲ以下の額:ワ	ト	ト×ヲ以上 の額:カ	ワ-カ=ヨ	ヨ×ル=ソ	ツ	ツ×1/2=ネ	ナ	ラ
南近畿	1	15,660,742 円	11円.83銭	1,142,281 円	14,518,461 円	14,518,461 円	14,518千円	7,259.0 千円		
	2	10,797,669 円	11円.83銭	787,572 円	10,010,097 円	10,010,097 円	10,010千円	5,005.0 千円		
	3	971,437 円	11円.83銭	70,855 円	900,582 円	900,582 円	900千円	450.0 千円		
	4	1,942,874 円	11円.83銭	141,711 円	1,801,163 円	1,801,163 円	1,801千円	900.5 千円		
	5	3,956,397 円	11円.83銭	288,576 円	3,667,821 円	3,667,821 円	3,667千円	1,833.5 千円		
	6	1,554,299 円	11円.83銭	113,369 円	1,440,930 円	1,440,930 円	1,440千円	720.0 千円		
	7	13,600,118 円	11円.83銭	991,980 円	12,608,138 円	12,608,138 円	12,608千円	6,304.0 千円		
	8	1,295,249 円	11円.83銭	94,474 円	1,200,775 円	1,200,775 円	1,200千円	600.0 千円		
	9	11,268,669 円	11円.83銭	821,927 円	10,446,742 円	10,446,742 円	10,446千円	5,223.0 千円		
合計		61,047,454 円		4,452,745 円	56,594,709 円	56,594,709 円	56,590 千円	28,295.0 千円	23,691 千円	23,691 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ラーカ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ムーラ=ウ	ウの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
南近畿	1	14,518,461 円										
	2	10,010,097 円										
	3	900,582 円										
	4	1,801,163 円										
	5	3,667,821 円										
	6	1,440,930 円										
	7	12,608,138 円										
	8	1,200,775 円										
	9	10,446,742 円										
合計	56,594,709 円	32,903,709 円	円	%	円	%	円	%	円	%		

(補助対象系統のキロ当たり経常収益の算定表)

補助ブロック名	申請番号	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間の前々年度) e	補助対象系統の実車走行キロ当 たり経常収益 (基準期間の前年度) f	補助対象系統の実車走行 キロ当たり経常収益 (基準期間 <sup>※</sup> ) g	平均増減率 (((f÷e)-1)+((g÷f)-1)) ÷2 = h	補助対象系統の実車走行キロ当 たり経常収益 g×(1+(h÷2)) <sup>2</sup> =ノ
南近畿	1	13円.93銭	11円.25銭	12円.39銭	△ 4.55 %	11円.83銭
	2	13円.93銭	11円.25銭	12円.39銭	△ 4.55 %	11円.83銭
	3	13円.93銭	11円.25銭	12円.39銭	△ 4.55 %	11円.83銭
	4	13円.93銭	11円.25銭	12円.39銭	△ 4.55 %	11円.83銭
	5	13円.93銭	11円.25銭	12円.39銭	△ 4.55 %	11円.83銭
	6	13円.93銭	11円.25銭	12円.39銭	△ 4.55 %	11円.83銭
	7	13円.93銭	11円.25銭	12円.39銭	△ 4.55 %	11円.83銭
	8	13円.93銭	11円.25銭	12円.39銭	△ 4.55 %	11円.83銭
	9	13円.93銭	11円.25銭	12円.39銭	△ 4.55 %	11円.83銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ソ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」の欄は、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。  
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の増減率を平均増減率として「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」を算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」として記載すること。
- 「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通ネットワーク計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	紀の川市
------	------

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	65,840
交通不便地域	65,840

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
65,840	全域	半島振興法
718	上鞆渚・下鞆渚・中鞆渚・桃山町垣内・桃山町中畑・桃山町峯	山村振興法

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。  
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2.(1)⑫)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図

